

東条川二期農業水利事業
船木池取水ゲート設備改修工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
東条川二期農業水利事業所

項 目	内 容	摘 用
第1章 総 則	船木池取水ゲート設備改修工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）、「土木工事共通仕様書」及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書」（以下「共通事項書」という。）（URL:https://maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目 的	本工事は、東条川二期農業水利事業に基づき、船木池取水設備ゲートを製作据付するものである。	
2. 設置場所	兵庫県小野市船木町及び万勝寺町 地内	
3. 工事概要	本工事は、船木池取水設備（取水塔）のゲート設備及びその他附帯設備の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。 (1) 取水塔外水門 1) No. 1ゲート 製作・据付（スピンドルは既設流用） ① 型式 ステンレス製スライドゲート ② 寸法 純径間1.0m×有効高6.0m ③ 数量 1 門 ④ 固定式バースクリーン 2) No. 2ゲート 製作・据付（スピンドルは既設流用） ① 型式 ステンレス製スライドゲート ② 寸法 純径間1.0m×有効高5.0m ③ 数量 1 門 ④ 固定式バースクリーン 3) No. 3ゲート 製作・据付 ① 型式 ステンレス製スライドゲート ② 寸法 純径間0.8m×有効高0.8m ③ 数量 1 門 ④ 固定式バースクリーン 4) No. 4ゲート 製作・据付 ① 型式 ステンレス製スライドゲート ② 寸法 純径間1.0m×有効高1.0m ③ 数量 1 門 ④ 固定式バースクリーン (2) 取水塔内水門 1) No. 5ゲート 製作・据付 ① 型式 ステンレス製スライドゲート ② 寸法 純径間0.3m×有効高0.3m ③ 数量 2 門 2) No. 6ゲート 製作・据付 ① 型式 ステンレス製スライドゲート ② 寸法 純径間1.0m×有効高1.0m ③ 数量 1 門 (3) 電気設備 製作・据付 1) 機側操作盤 1 式	
4. 工事数量	別紙－1「工事数量表」のとおりである。	

項 目	内 容	摘 用
5. 施工範囲	(1) 本工事の施工範囲は第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付（二次コンクリート含む）及び試運転調整までの一切とする。 (2) 次に示すものは施工対象外とする。 1) 責任分界点までの引き込み外線工事 2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事 3) 既設No1～6 ゲート、既設電気設備及び既設スクリーンの撤去 4) 撤去・据付に必要な仮足場組立撤去 5) 中間軸受け溶接後の鋼板の塗装 6) No1, 2 ゲートのスピンドル製作	
6. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期：令和8年6月24日から令和10年3月7日まで （余裕期間：契約締結の日から令和8年6月23日まで） ※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等12日（月平均）を見込んでいる。（なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇である。）	
2. 工程制限	(1) ゲート扉体・戸当たり・スピンドル・中間軸受け及びスクリーン 施工可能時期は令和9年4月1日～令和9年10月20日となる。 (2) 開閉機・電気設備 取水塔へ渡る管理橋について、第4章に示す関連工事にて、令和9年1月中旬に落橋防止装置を設置予定のため、その間は管理橋に関わる作業は不可能となる。	
3. 工事を施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（土日含まない平日3日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
4. 工事を施	原則、平日の午後5時30分から午前8時まで。	

項 目	内 容	摘 用						
工しない時間帯	なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。							
第4章 現場条件								
1. 関連工事等	本工事に関連する工事として、次に示す工事を実施しているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th><th>工 期</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東条川二期農業水利事業 船木池堤体他改修建設工事</td><td>R6. 12. 25～R10. 2. 17</td><td></td></tr> </tbody> </table>	工 事 名	工 期	備考	東条川二期農業水利事業 船木池堤体他改修建設工事	R6. 12. 25～R10. 2. 17		
工 事 名	工 期	備考						
東条川二期農業水利事業 船木池堤体他改修建設工事	R6. 12. 25～R10. 2. 17							
2. 搬入路	現場への搬入路は、25t ラフテレーンクレーンの進入が可能である。							
3. 第三者に対する措置	(1) 現場内への立入制限等 工事現場の安全確保のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。 (2) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況、第4章1に示す関連工事との調整等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 騒音振動対策 騒音・振動等の発生を行う作業については、その対策に十分配慮及び関係法令を遵守し、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 (4) 交通対策 1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 2) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復・原形復旧等を求められた場合は、その工事を指示することがある。 このため、工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておくものとする。 ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。							
第5章 提出図書等								
1. 承諾図書	共通仕様書（施）第1章1-1-7に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から60日以内に提出するものとする。承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。							
2. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。							
第6章 仮設								
1. 工事用電力	据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。							
第7章 工事用地等								
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地							

項 目	内 容	摘 用																		
2. 工事用地の使用	等」という。)は船木池敷地内とする。 工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は発注者に報告するものとする。																			
第8章 貸与する資料等	本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 貸与資料 令和4年度 東条川二期農業水利事業 船木池取水設備耐震対策設計業務報告書 令和4年度 東条川二期農業水利事業 船木池堤体他改修実施設計業務報告書 (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返却場所 近畿農政局 東条川二期農業水利事業所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。																			
第9章 試運転調整	本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。																			
第10章 設計																				
1. 一般事項	(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。 (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。 (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。																			
2. ダム諸元	船木池の諸元は以下のとおり。 <table><tr><td>名称</td><td>船木池</td></tr><tr><td>堤高</td><td>31.0m</td></tr><tr><td>堤頂長</td><td>334.0m</td></tr><tr><td>総貯水量</td><td>926千m3</td></tr><tr><td>ダム型式</td><td>アースフィルダム</td></tr></table>	名称	船木池	堤高	31.0m	堤頂長	334.0m	総貯水量	926千m3	ダム型式	アースフィルダム									
名称	船木池																			
堤高	31.0m																			
堤頂長	334.0m																			
総貯水量	926千m3																			
ダム型式	アースフィルダム																			
3. 設計諸元	本ゲート設備計画は、次の条件により設計するものとする。 水門設備の設計条件 (1) No.1ゲート <table><tr><td>仕様項目</td><td>塔外ゲート</td></tr><tr><td>形 式</td><td>ステンレス製スライドゲート</td></tr><tr><td>純 径 間</td><td>1.0m</td></tr><tr><td>有 効 高</td><td>6.0m</td></tr><tr><td>門 数</td><td>1 門</td></tr><tr><td>設計水深（外水深）</td><td>7.79m</td></tr><tr><td>設計水深（内水深）</td><td>0.00m</td></tr><tr><td>操作水深（外水深）</td><td>開時・閉時：7.79m</td></tr><tr><td>操作水深（内水深）</td><td>開時・閉時：0.00m</td></tr></table>	仕様項目	塔外ゲート	形 式	ステンレス製スライドゲート	純 径 間	1.0m	有 効 高	6.0m	門 数	1 門	設計水深（外水深）	7.79m	設計水深（内水深）	0.00m	操作水深（外水深）	開時・閉時：7.79m	操作水深（内水深）	開時・閉時：0.00m	
仕様項目	塔外ゲート																			
形 式	ステンレス製スライドゲート																			
純 径 間	1.0m																			
有 効 高	6.0m																			
門 数	1 門																			
設計水深（外水深）	7.79m																			
設計水深（内水深）	0.00m																			
操作水深（外水深）	開時・閉時：7.79m																			
操作水深（内水深）	開時・閉時：0.00m																			

項 目	内 容		摘 用
	水 密 方 式	後面 4 方金属水密	
	開閉装置	電動スピンドル式	
	揚程	6.10m	
	準 拠 基 準	鋼構造物計画設計技術指針 （水門扉編）（農林水産省農村振 興局整備部設計課監修、一般社団 法人農業土木事業協会発行）	
	スクリーン		
	形 式	固定式バースクリーン（SUS）	
	有効幅	1.10m	
	実長（斜長）	7.75m	
	設計水位差	1.00m	
	バーピッチ	0.10m	
	数量	1 連	
	準 拠 基 準	鋼構造物計画設計技術指針 （水門扉編）	
	（2）No. 2 ゲート		
	仕様項目	塔外ゲート	
	形 式	ステンレス製スライドゲート	
	純 径 間	1.0m	
	有 効 高	5.0m	
	門 数	1 門	
	設計水深（外水深）	12.79m	
	設計水深（内水深）	0.00m	
	操作水深（外水深）	開時・閉時：6.05m	
	操作水深（内水深）	開時・閉時：0.00m	
	水 密 方 式	後面 4 方金属水密	
	開閉装置	電動スピンドル式	
	揚程	5.10m	
	準 拠 基 準	鋼構造物計画設計技術指針 （水門扉編）	
	スクリーン		
	形 式	固定式バースクリーン（SUS）	
	有効幅	1.10m	
	実長（斜長）	6.75m	
	設計水位差	1.00m	
	バーピッチ	0.10m	
	数量	1 連	
準 拠 基 準	鋼構造物計画設計技術指針 （水門扉編）		
（3）No. 3 ゲート			
仕様項目	塔外ゲート		
形 式	ステンレス製スライドゲート		
純 径 間	0.8m		
有 効 高	0.8m		
門 数	1 門		
設計水深（外水深）	18.84m		
設計水深（内水深）	0.00m		
操作水深（外水深）	開時・閉時：7.10m		

項 目	内 容		摘 用
	操作水深（内水深）	開時・閉時：0.00m	
	水 密 方 式	後面4方金属水密	
	開閉装置	電動スピンドル式	
	揚程	0.95m	
	準 拠 基 準	鋼構造物計画設計技術指針 （水門扉編）	
	スクリーン		
	形 式	固定式バースクリーン（SUS）	
	有効幅	0.80m	
	実長（斜長）	2.45m	
	設計水位差	1.00m	
	バーピッチ	0.10m	
	数量	1 連	
	準 拠 基 準	鋼構造物計画設計技術指針 （水門扉編）	
	（4）No. 4 ゲート		
	仕様項目	塔外ゲート	
	形 式	ステンレス製スライドゲート	
	純 径 間	1.0m	
	有 効 高	1.0m	
	門 数	1 門	
	設計水深（外水深）	21.24m	
	設計水深（内水深）	0.00m	
	操作水深（外水深）	開時・閉時：2.00m	
	操作水深（内水深）	開時・閉時：0.00m	
	水 密 方 式	後面4方金属水密	
	開閉装置	手動スピンドル式	
	揚程	1.10m	
	準 拠 基 準	鋼構造物計画設計技術指針 （水門扉編）	
	スクリーン		
	形 式	固定式バースクリーン（SUS）	
	有効幅	1.00m	
	実長（斜長）	2.75m	
	設計水位差	1.00m	
バーピッチ	0.10m		
数量	1 連		
準 拠 基 準	鋼構造物計画設計技術指針 （水門扉編）		
（5）No. 5 ゲート			
仕様項目	塔内ゲート		
形 式	ステンレス製スライドゲート		
純 径 間	0.3m		
有 効 高	0.3m		
門 数	2 門		
設計水深（外水深）	16.84m		
設計水深（内水深）	0.00m		
操作水深（外水深）	開時・閉時：16.84m		

項 目	内 容		摘 用									
第11章 構造及び製作 1. 一般事項 2. ゲート設備	操作水深（内水深）	開時・閉時：0.00m										
	水 密 方 式	後面4方金属水密										
	開閉装置	電動スピンドル式										
	揚程	0.40m										
	準 拠 基 準	鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）										
	(6) No. 6 ゲート											
	仕様項目	塔内ゲート										
	形 式	ステンレス製スライドゲート										
	純 径 間	1.0m										
	有 効 高	1.0m										
	門 数	1 門										
	設計水深（外水深）	23.24m										
	設計水深（内水深）	0.00m										
	操作水深（外水深）	開時・閉時：11.50m										
	操作水深（内水深）	開時・閉時：0.00m										
	水 密 方 式	後面4方金属水密										
	開閉装置	電動スピンドル式										
	揚程	1.15m										
	準 拠 基 準	鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）										
	4. 主要材料											
	(1) 主要材料は、JIS規格品又は同等品以上とする。											
	(2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。											
	<table><tr><td>材料名</td><td>規 格</td><td>適 用</td></tr><tr><td>スキンプレート</td><td>JIS G 4304</td><td>SUS304</td></tr><tr><td>主桁</td><td>JIS G 4304</td><td>SUS304</td></tr></table>			材料名	規 格	適 用	スキンプレート	JIS G 4304	SUS304	主桁	JIS G 4304	SUS304
	材料名	規 格		適 用								
	スキンプレート	JIS G 4304		SUS304								
	主桁	JIS G 4304		SUS304								
(3) 製作に使用する鋼材等は、特に指定するもの以外は鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）に準拠する。												
(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」、第4章「水門設備」及び第12章「電気設備」によるものとする。												
(2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」、第4章「水門設備」及び第12章「電気設備」によるものとする。												
(3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章「水門設備」及び第12章「電気設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。												
(4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。												
(1) 扉 体・戸当たり 主要部材はステンレス材を使用するものとし、設計圧力に十分耐えうるものとする。												
(2) 開閉装置 1) スピンドルの材質は、ステンレス材とする。 2) 開閉装置には、将来の遠方操作に備え、開度発信機（シンクロ）を設け、機側操作盤へ表示可能なものとする。												

項 目	内 容	摘 用
第12章 運転操作 ・制御方式		
1. 運転管理	将来は遠方から受益地区全体の主要施設を集中管理して操作を行う予定であるので、別紙2「管理項目表」に基づき情報伝送に必要な端子を設けるものとする。	
2. 運転操作 (電動)	水門設備の運転操作の内容は別紙3「運転操作要領」のとおりとする。	
第13章 電気通信 設備		
1. 一般事項	(1) 高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」(令和元年7月農林水産省農村振興局整備部設計課)に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等(JIS、JEC、JEM等)は、共通仕様書(施)及び関係諸基準に準ずるものとする。 (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。 (3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、避雷器等を設置し雷害対策を行うものとする。 (4) 回路構成等 1) 水門設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。 2) 盤内照明はLEDとし、ドアスイッチにより入・切するものとする。 3) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。 4) 遠方操作は水管理制御設備(将来)から行えるものとし、信号の受渡しは、第12章によるものとする。 (5) 指示計及び表示灯 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計は各モーターごとに対応させる。 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。 3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。 (6) 設置場所 機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。	
2. 設備概要	船木池取水塔の電気設備は、関西電力株式会社200V(3相3線60Hz)、100V(单相2線、60Hz)で受電するものとする。 なお、電力株式会社との責任分界点は引込第1柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。	
3. 負荷設備等	(1) 負荷設備(水門用電動機)【No1】 1) 開 閉 装 置 電動スピンドル 2) 開 閉 速 度 0.3m/min 3) 電 動 機 11.0kW 4) 絶 縁 種 別 E種 5) 時 間 定 格 30分(ブレーキ付き) 6) 操 作 方 法 開閉装置、機側操作盤 7) 周 波 数 60Hz (2) 負荷設備(水門用電動機)【No2】 1) 開 閉 装 置 電動スピンドル	

項 目	内 容	摘 用
	2) 開 閉 速 度 0.24m/min 3) 電 動 機 7.5kW 4) 絶 縁 種 別 E種 5) 時 間 定 格 30分 (ブレーキ付き) 6) 操 作 方 法 開閉装置、機側操作盤 7) 周 波 数 60Hz (3) 負荷設備 (水門用電動機) 【No 3】 1) 開 閉 装 置 電動スピンドル 2) 開 閉 速 度 0.3m/min 3) 電 動 機 3.7kW 4) 絶 縁 種 別 E種 5) 時 間 定 格 30分 (ブレーキ付き) 6) 操 作 方 法 開閉装置、機側操作盤 7) 周 波 数 60Hz (4) 負荷設備 (水門用電動機) 【No 5】 1) 開 閉 装 置 電動スピンドル 2) 開 閉 速 度 0.3m/min 3) 電 動 機 1.5kW 4) 絶 縁 種 別 E種 5) 時 間 定 格 30分 (ブレーキ付き) 6) 操 作 方 法 開閉装置、機側操作盤、遠方操作 (将来) 7) 周 波 数 60Hz (5) 負荷設備 (水門用電動機) 【No 6】 1) 開 閉 装 置 電動スピンドル 2) 開 閉 速 度 0.3m/min 3) 電 動 機 5.5kW 4) 絶 縁 種 別 E種 5) 時 間 定 格 30分 (ブレーキ付き) 6) 操 作 方 法 開閉装置、機側操作盤 7) 周 波 数 60Hz (6) 機側操作盤 1) 機器仕様 ① 形 式 屋内閉鎖自立形 1 面 ② 使用場所 屋内 ③ 材 質 鋼板製 ④ 用 途 水門扉数 6 門、スピンドル式 ⑤ 盤面取付機器 ア) 交流電流計 6 個 イ) 交流電圧計 1 個 ウ) 開度計 6 個 エ) 状態表示器 1 式 オ) 故障表示器 1 式 カ) 押釦スイッチ 1 式 キ) 切替スイッチ 1 式 ク) 運転時間計 6 個 ケ) 運転度数計 6 個 コ) 開度設定器 2 個 ⑥ 盤内主要取付機器 ア) 漏電遮断器 2P30AF 1 個 イ) 配線用遮断器 3P125AF 2 個 ウ) 配線用遮断器 3P100AF 2 個 エ) 配線用遮断器 3P50AF 1 個 オ) 配線用遮断器 3P30AF 2 個 カ) 配線用遮断器 2P30AF 3 個	

項 目	内 容	摘 用
	キ) ヒューズ 1 個 ク) 漏電リレー 2 個 ケ) SPD 断路器付き クラスⅡ 2 個 コ) 制御回路・開度発信機用SPD 7 個 サ) 電磁接触器 18個 シ) 3Eリレー 6 個 ス) カレントコンバーター 6 個 セ) サーキットプロテクタ 9 個 ソ) 進相コンデンサ150 μ F 1 個 タ) 進相コンデンサ100 μ F 1 個 チ) 進相コンデンサ50 μ F 1 個 ツ) 進相コンデンサ75 μ F 1 個 テ) 進相コンデンサ30 μ F 2 個 ト) 接点溶着検出器 6 個 ナ) サーマルリレー 6 個 ニ) トリップコイル 6 個 ス) 警報接点 7 個 ネ) 変流器 6 個 ノ) パワーサプライ 1 個 ハ) 盤内照明灯 1 式 ヒ) コンセント 2 個 フ) アイソレータ 1 式 ヘ) ドアスイッチ 1 式 ホ) 盤内スペースヒータ 1 式 マ) 双投形電磁接触器 1 個 ミ) 各種リレー 1 式 ム) アレスタ 1 式 メ) 制御回路 1 式 モ) PLC 1 個 (7) 予備品及び付属品 1) リレー類 現用の各種毎に 1 個 2) ランプ、ヒューズ 現用の100% (LEDは20%) 3) 保守点検工具 1 式 4) 予備品箱 1 個	
第14章 塗装		
1. 一般事項	(1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、開閉機の塗装色は青系とし、電気盤の塗装色は図面のとおりとする。 (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修塗装を行い、仕上げるものとする。 (3) ステンレス部材及びコンクリート埋設部は、塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は酸洗いを十分に行うものとする。	
2. 施工方法	(1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層ごとに色分けを行い施工するものとする。 (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。	
第15章 据付	受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。	

項 目	内 容	摘 用														
	なお、その経費については別途協議するものとする。															
1. 一般事項	据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。															
2. 機械設備	(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。 (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。 (3) 扉体の据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。 (4) 小配管設備の振動絶縁等が必要な所にはフレキシブルジョイントを設けるものとする。															
3. 電気設備	(1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。 (2) 電気設備技術基準に基づきD種接地を設けるものとする。 (3) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。 なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針（高低圧編）」に示すSクラス以上とする。 (4) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。 (5) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。															
4. 据付材料	本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この見積仕様書によるものとする。 (1) 規格及び品質 本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。 1) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スランプ^{※1} (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>W/C (%)</th><th>セメントの 種類</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>鉄筋コン クリート</td><td>21</td><td>12 (参 考) ※1</td><td>25 ※2</td><td>60以下</td><td>BB</td><td>二次コン クリート</td></tr></table> ※1 本工事の特別仕様書、工事数量表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。 施工条件等によりスランプを変更する場合は、監督職員と協議の上、受発注者間でスランプの確認を行い変更することができる。	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ ^{※1} (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類	使用目的	鉄筋コン クリート	21	12 (参 考) ※1	25 ※2	60以下	BB	二次コン クリート	
種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ ^{※1} (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類	使用目的										
鉄筋コン クリート	21	12 (参 考) ※1	25 ※2	60以下	BB	二次コン クリート										

項 目	内 容	摘 用																						
5. 特定建設資材の分別解体等	なお、スランプを変更する場合は、使用するコンクリートの配合計画書を監督職員に提出し確認を受けるものとする。また、スランプが12cmを超える場合は、試し練りの材料分離抵抗性についても監督職員の確認を受けるものとする。																							
	※ 2 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。																							
	(2) 見本又は資料の提出																							
	下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。特殊ケーブル等を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。																							
	<table><tr><th>据付材料名</th><th>提出資料</th></tr><tr><td>アンカーボルト</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>電線</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>配合計画書・試験成績書</td></tr><tr><td>その他材料</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr></table>		据付材料名	提出資料	アンカーボルト	カタログ、試験成績書	電線	カタログ、試験成績書	コンクリート	配合計画書・試験成績書	その他材料	カタログ、試験成績書												
	据付材料名	提出資料																						
	アンカーボルト	カタログ、試験成績書																						
	電線	カタログ、試験成績書																						
	コンクリート	配合計画書・試験成績書																						
	その他材料	カタログ、試験成績書																						
本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。																								
<table><tr><th></th><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体の方法</th></tr><tr><td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④ 本 体 構 造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤ 本 体 付 属 品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>			工 程	作業内容	分別解体の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④ 本 体 構 造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤ 本 体 付 属 品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	工 程	作業内容	分別解体の方法																					
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
	④ 本 体 構 造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
	⑤ 本 体 付 属 品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
6. 既設構造物に対する措置																								
(1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置（座標による設置位置の記録）を確認し、監督職員に報告するものとする。																								
(2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。																								
(3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。																								
(4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。																								
7. 設計図書等	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては監督職員に報告し、これを充足する。																							

項 目	内 容					摘 用	
第16章 試験及び 検 査 1. 検測又は確認（施工段階確認）	(1) 本工事の施工段階確認は、受発注者の協議にて決定するものとする。 (2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 (3) 遠隔確認の対象工種については、（5）の遠隔確認についての1）により決定する。						
	工種	確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考	
	水門設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節による	-		
		品質管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第4章第2節「品質管理」による。		-		
	電気設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第8章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節による	-		
		品質管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第8章第2節「品質管理」による		-		
	(4) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。 (5) 工事現場等における遠隔確認について 1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。						
	2. 中間技術検査	(1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 (3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職					

項 目	内 容		摘 用										
3． 既 済 部 分 検 査	員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 （４）技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 （５）中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。												
	受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引き渡しは行わないものとし、引き渡しまで善良な管理を行うものとする。												
第17章 施工管理等													
1． 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。												
2． 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。												
3． 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。												
第18章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1）設計諸元等条件変更に係るもの 2）関連工事との調整に係るもの 3）不可抗力によるもの 4）法・基準の改正に係るもの 5）その他本仕様書に定めがなく監督職員が認めたもの												
第19章 公共事業関係調査に関する協力	受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。												
第20章 書類限定検査の実施について	（１）書類限定検査の実施 検査職員による検査について、下記の 9 書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。 なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。 <table><tr><td>①施工計画書</td><td>⑥出来形管理図表</td></tr><tr><td>②施工体制台帳 （下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。）</td><td>⑦品質管理図表</td></tr><tr><td>③打合せ簿（協議）</td><td>⑧工事材料品質証明書</td></tr><tr><td>④打合せ簿（承諾）</td><td>⑨工事写真</td></tr><tr><td>⑤打合せ簿（提出）</td><td></td></tr></table> （２）書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力する。		①施工計画書	⑥出来形管理図表	②施工体制台帳 （下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表	③打合せ簿（協議）	⑧工事材料品質証明書	④打合せ簿（承諾）	⑨工事写真	⑤打合せ簿（提出）		
①施工計画書	⑥出来形管理図表												
②施工体制台帳 （下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表												
③打合せ簿（協議）	⑧工事材料品質証明書												
④打合せ簿（承諾）	⑨工事写真												
⑤打合せ簿（提出）													

項 目	内 容	摘 用
第21章 その他 1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章1-1-27及び1-1-29に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力3部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. 工事付属品	本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。	
3. 週休2日による施工	（1）本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 （2）週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。 ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料	

項 目	内 容	摘 用															
	等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。 ①補正係数 <table border="1"> <tr> <th></th><th>週単位の週休2日</th><th>月単位の週休2日</th></tr> <tr> <td>現場閉所率</td><td>1週間に2日以上</td><td>28.5%（8日/28日）以上</td></tr> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr> </table> ② 補正方法 当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。		週単位の週休2日	月単位の週休2日	現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%（8日/28日）以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	
	週単位の週休2日	月単位の週休2日															
現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%（8日/28日）以上															
労務費	1.02	1.02															
共通仮設費（率分）	1.05	1.04															
現場管理費（率分）	1.06	1.05															
4. 1日未満で完了する作業の積算	(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等での人工精算、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用しての積算など、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。																
第2章 定めなき事項	(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。																

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
・ 小形水門扉製作工	No1ゲート 1門分			
・ ・ 扉体工				
・ ・ ・ 扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 戸当り工				
・ ・ ・ 戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 開閉装置工				
・ ・ ・ 開閉装置（機器単体費・スピンドル式）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（材料費）		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（労務費）		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（塗装費）		式	1.000	
・ 小形水門扉製作工	No2ゲート 1門分			
・ ・ 扉体工				
・ ・ ・ 扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 戸当り工				
・ ・ ・ 戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 開閉装置工				
・ ・ ・ 開閉装置（機器単体費・スピンドル式）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（材料費）		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（労務費）		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（塗装費）		式	1.000	

別紙1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
・小形水門扉製作工	No3ゲート 1門分			
・ ・ 扉体工				
・ ・ ・ 扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 戸当り工				
・ ・ ・ 戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 開閉装置工				
・ ・ ・ 開閉装置（機器単体費・スリント式）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（材料費）		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（労務費）		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（塗装費）		式	1.000	
・小形水門扉製作工	No4ゲート 1門分			
・ ・ 扉体工				
・ ・ ・ 扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 戸当り工				
・ ・ ・ 戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 開閉装置工				
・ ・ ・ 開閉装置（機器単体費・スリント式）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（材料費）		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（労務費）		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（塗装費）		式	1.000	
・小形水門扉製作工	No5ゲート 2門分			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
・ ・ 扉体工				
・ ・ ・ 扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 戸当り工				
・ ・ ・ 戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 開閉装置工				
・ ・ ・ 開閉装置（機器単体費・スピンドル式）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（材料費）		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（労務費）		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（塗装費）		式	1.000	
・ 小形水門扉製作工	No6ゲート 1門分			
・ ・ 扉体工				
・ ・ ・ 扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 戸当り工				
・ ・ ・ 戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
・ ・ 開閉装置工				
・ ・ ・ 開閉装置（機器単体費・スピンドル式）－小形水門－		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（材料費）		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（労務費）		式	1.000	
・ ・ ・ 開閉装置工（塗装費）		式	1.000	
・ 電気設備工				
・ ・ 制御盤工				

別紙1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
・ ・ ・ 制御盤工		式	1.000	
・ 鋼製付属設備製作工	No1スクリーン 1門分			
・ ・ 鋼製付属設備製作工				
・ ・ ・ 鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
・ ・ ・ 鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
・ 鋼製付属設備製作工	No2スクリーン 1門分			
・ ・ 鋼製付属設備製作工				
・ ・ ・ 鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
・ ・ ・ 鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
・ 鋼製付属設備製作工	No3スクリーン 1門分			
・ ・ 鋼製付属設備製作工				
・ ・ ・ 鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
・ ・ ・ 鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
・ 鋼製付属設備製作工	No4スクリーン 1門分			
・ ・ 鋼製付属設備製作工				
・ ・ ・ 鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
・ ・ ・ 鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
直接工事費				
・ 輸送費				
・ ・ 輸送費				
・ ・ ・ 輸送費（小形水門）		式	1.000	
・ 鋼製付属設備据付工	No1スクリーン 1門分			
・ ・ 鋼製付属設備据付工	No 1 スクリーン			
・ ・ ・ 鋼製付属設備据付工		式	1.000	
・ 鋼製付属設備据付工	No2スクリーン 1門分			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
・ 鋼製付属設備据付工	No 2 スクリーン			
・ ・ ・ 鋼製付属設備据付工		式	1. 000	
・ 鋼製付属設備据付工	No3スクリーン 1門分			
・ ・ 鋼製付属設備据付工	No 3 スクリーン			
・ ・ ・ 鋼製付属設備据付工		式	1. 000	
・ 鋼製付属設備据付工	No4スクリーン 1門分			
・ ・ 鋼製付属設備据付工	No 4 スクリーン			
・ ・ ・ 鋼製付属設備据付工		式	1. 000	
・ 標準外設備据付・整備工	No1ゲート 1門分			
・ ・ 標準外設備据付・整備工	No 1 ゲート			
・ ・ ・ 標準外設備据付・整備工		式	1. 000	
・ ・ ・ 水門扉据付工（直接経費）		式	1. 000	
・ 標準外設備据付・整備工	No2ゲート 1門分			
・ ・ 標準外設備据付・整備工	No 2 ゲート			
・ ・ ・ 標準外設備据付・整備工		式	1. 000	
・ ・ ・ 水門扉据付工（直接経費）		式	1. 000	
・ 標準外設備据付・整備工	No3ゲート 1門分			
・ ・ 標準外設備据付・整備工	No 3 ゲート			
・ ・ ・ 標準外設備据付・整備工		式	1. 000	
・ ・ ・ 水門扉据付工（直接経費）		式	1. 000	
・ ・ ・ 貫通部工		式	1. 000	
・ 標準外設備据付・整備工	No4ゲート 1門分			
・ ・ 標準外設備据付・整備工	No 4 ゲート			
・ ・ ・ 標準外設備据付・整備工		式	1. 000	
・ ・ ・ 水門扉据付工（直接経費）		式	1. 000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
・ 標準外設備据付・整備工	No5ゲート 2門分			
・ ・ 標準外設備据付・整備工	No 5 ゲート			
・ ・ ・ 標準外設備据付・整備工		式	1. 000	
・ ・ ・ 水門扉据付工（直接経費）		式	1. 000	
・ 標準外設備据付・整備工	No6ゲート 1門分			
・ ・ 標準外設備据付・整備工	No 6 ゲート			
・ ・ ・ 標準外設備据付・整備工		式	1. 000	
・ ・ ・ 水門扉据付工（直接経費）		式	1. 000	
・ 標準外設備据付・整備工	機側操作盤			
・ ・ 機側操作盤据付工				
・ ・ ・ 機側操作盤据付工		式	1. 000	
・ ・ ・ 機側操作盤据付工（機械経費）		式	1. 000	

管 理 項 目 表

(凡例) △：機側操作盤
○：中央管理所

船木池取水塔ゲート

局 名 (施設名)	施設 区 分	管 理 項 目	項目区分		データ量			データ入出力受渡し条件				伝送方式		機側操作盤		中 央 管 理 所																				備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			既 設 又 は 別 途 施 工	本 工 事	台 数	1 台 当 り デ ー タ 量	合 計	入出力信号	桁数	最小単位	計測範囲 【設定範囲】	直 送	搬送		表 示		操作 制御	表示装置		操 作 卓		表示操作 端末装置			情報処理										情報提供																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
													T M	T C	デ ジ タ ル (数値)	ア ナ ロ グ (計器形)		ラ ン プ (表示灯)	手 動 操 作	手 動 設 定 値 制 御	表 示		表 示		操作 制御	表 示	操作 制御		演 算 処 理	集 計 値 処 理	自 動 制 御 処 理	操 作 量 演 算 処 理	警 報 処 理		記 録 処 理			ガイ ダ ン ス 処 理	そ の 他 の 処 理	X M L 配 信	ブ ラ ウ ザ 配 信	メ ー ル 配 信																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
																					アナログ (計器形)	デジタル (数値)	アナログ (計器形)	デジタル (数値)			手動 設定 値 制御	手動 設定 値 制御					演算 処理	月報 記録	通報 警報 記録		操作 記録																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
N o 1 、 2 、 3 、 6		操作場所 （機側－遠方）		○	1	2	2	無電圧a接点				○				△				○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

項 目	内 容
	運転操作要領
1 運転監視操作の概要	
(1) 運転監視操作	本ゲート設備におけるNo1, 2, 3, 5, 6ゲートは取水塔操作室内の機側操作盤からの単独操作とし、No4ゲートは電動ゲートではないため、運転操作要領の対象外とする。 なお、事業にて将来は中央管理所から受益地区全体の主要施設を集中して監視操作を行う遠方監視操作を予定しており、船木池取水塔については、No5ゲートの遠方監視操作、No1, 2, 3, 6ゲートの遠方監視を予定している。
(2) 運転監視操作の優先順位	運転監視操作の優先順位は、機側単独操作、遠方監視操作の順とする。
2 運転操作の内容	
(1) 単独操作	単独操作は、各々のゲートについて運転操作員がその動作を確認しながら運転する方式である。
(2) 設定開度制御	設定開度制御は、目標開度を設定し、設定した開度に到達すれば動作が完了する制御である。
3 各設備の動作	
(1) 塔外設備 (No1～3ゲート)	1) No1～3 ゲートの設計水深、操作水深は特別仕様書第 10 章 3. 設計諸元のとおり 2) 全開又は全閉を基本とする単独操作となる。
(2) 塔内設備 (No5ゲート)	1) No5 ゲートの設計水深、操作水深は特別仕様書第 10 章 3. 設計諸元のとおり 2) 機側においては、開、閉、停止釦による単独操作による開度制御。 3) 2) に加え、機側、遠方による設定開度制御が可能となる。
(3) 塔内設備 (No6ゲート)	1) No6 ゲートの設計水深、操作水深は特別仕様書第 10 章 3. 設計諸元のとおり 2) 全開又は全閉を基本とする単独操作となる。
4 操作場所と運転監視操作	
(1) 取水・放流ゲート操作	運転操作位置の選択 — 遠方（中央）操作—設定開度制御 — 機側操作— 単独操作、設定開度制御
5 保護警報	異常状態を機側操作盤に表示する。 ベル警報を発するものとするが、音量や時間は管理者と調整するものとする。 保護項目 3E動作 - 漏電 - 接点溶着 - 開・閉過トルク